

吹田市 交流活動館



交流活動館は、全ての市民のみなさんの生活や福祉の向上のために人権尊重の立場から、交流を促進し、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みや事業を行っています。

人権啓発や地域交流に取り組み、コミュニティ機能を活かし市民の出会い・ふれあいの場として運営してまいります。

開館時間

月曜日から土曜日
午前9時から午後10時まで（土曜日は午後5時まで）

休館日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

主な事業

教養文化事業

生涯学習社会と個性豊かな文化の創造につながるような地域社会の実現を目指し、地域交流事業としてさまざまな教養文化講座を開催しています。

人権啓発交流推進事業

ともに生きる地域社会の実現を目指し、地域人権啓発事業・地域交流事業・世代間交流事業を地域の諸団体と協働しながら進めています。

相談事業

人権、福祉、教育、就労などに関わる、生活上の問題や、ニーズ等に対応するため、相談事業をおこなっています。

土、日、祝日を除く月曜日～金曜日
9：00～17：00
（電話での予約可）

—問い合わせ先—

吹田市きしべ地域人権協会
電話 06（6388）5504

施設使用料

(単位 円)

施設の名称	定員 (収容人数)	金額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	1時間増す ごとに
研修室	30	1,000	1,300	1,300	300
和室(1)	30	700	900	900	200
和室(2)	15	300	400	400	100
ホール	300	3,300	4,500	4,500	1,050

備考:使用者の住所(法人にあっては、その事務所の所在地)が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。

使用申し込み

- 【申込受付】 使用される日の3月前に当たる日の属する月の初日から前日まで。
- 【受付場所】 吹田市交流活動館
- 【受付時間】 平日 午前9時から午後5時まで
- 【その他】 使用の申込後に内容の変更又は取消しをされる場合は事前に連絡下さい。

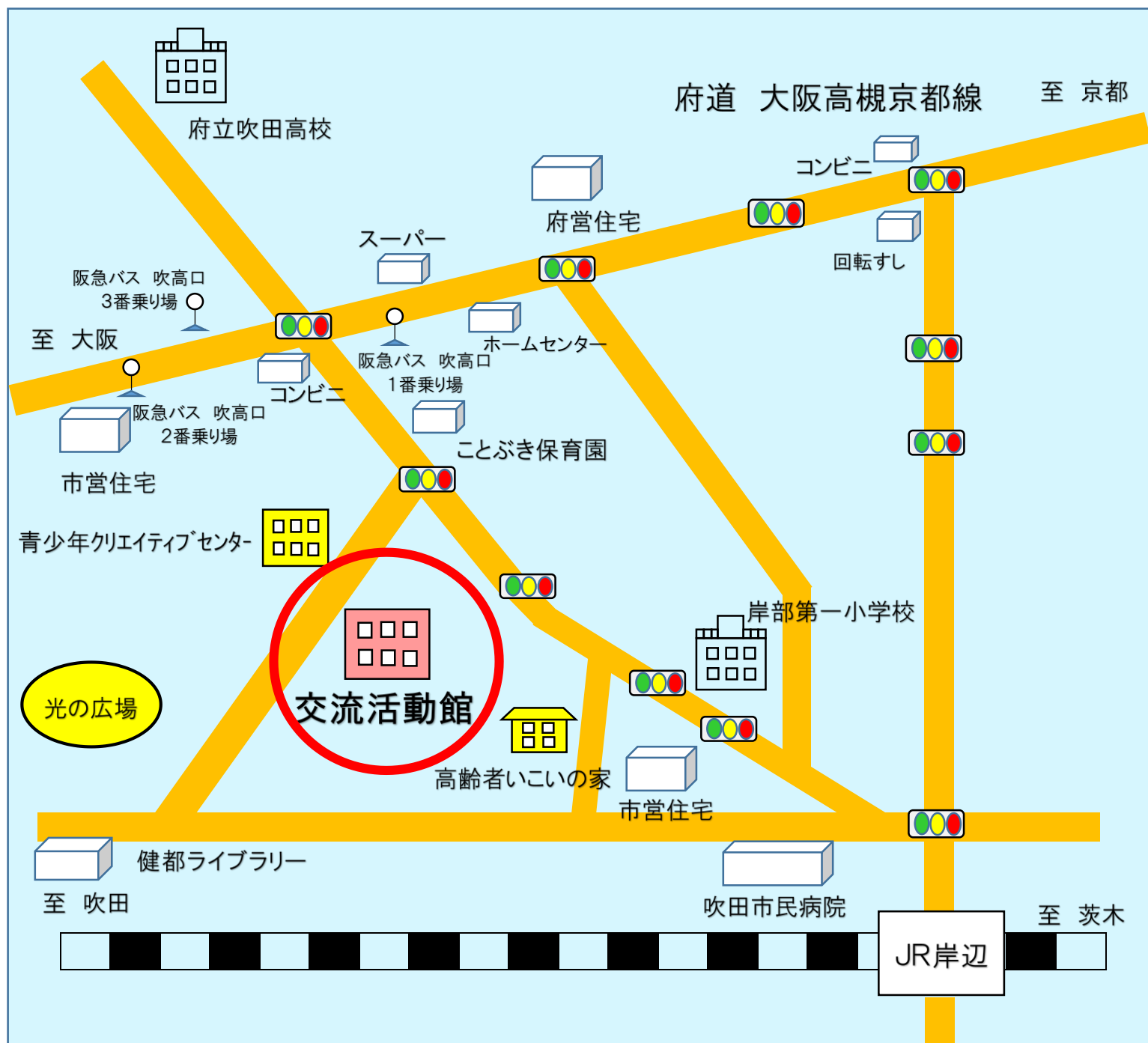
使用許可の制限

- 次のいずれかに該当する場合は使用を許可することができません。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
 - (3) 施設又は付属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 管理上やむを得ない事情があるとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めるとき。

施設概要

- <規模> 鉄筋コンクリート造3階建
- <敷地面積> 2,190.7㎡
- <建築面積> 723.0㎡
- <延床面積> 1,862.5㎡
- <開館> 昭和46年(1971年)8月14日

交流活動館 案内図



阪急バス【吹高口】徒歩3分 JR【岸辺駅】徒歩15分

吹田市交流活動館 〒564-0002 吹田市岸部中1-22-2

TEL:06-6389-6865 FAX:06-6389-6867